

証券コード 6091
(発送日) 2023年10月5日
(電子提供措置の開始日) 2023年9月29日

株 主 各 位

岡山市北区島田本町2丁目5番35号

株式会社 ウエスコホールディングス
代表取締役社長 松 原 利 直

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の次のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wescohd.co.jp/>



(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会招集通知・決議通知」を順に選択して、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6091/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ウエスコホールディングス」または「コード」に当社証券コード「6091」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2023年10月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月26日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の電子提供措置事項掲載ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ・事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「注記事項」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記事項」
- したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、事業報告につき監査役が監査報告を、連結計算書類および計算書類につき会計監査人ならびに監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2023年10月25日（水）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

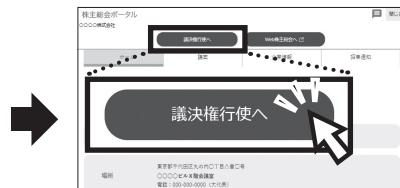
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第10期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案するとともに、安定配当の維持および内部留保に意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭とさせていただきます。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
1株につき金16円、総額235,447,472円といたしたいと存じます。
これにより、通期の配当は1株につき16円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年10月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時を以て任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつばら としなお 松原 利直 (1953年7月4日生)	1994年4月 株式会社ウエスコ入社	71,500株
		2010年10月 同社取締役執行役員島根支社長 2012年4月 同社取締役執行役員岡山支社長兼技術推進本部長 2012年10月 同社代表取締役副社長兼技術推進本部長 2014年2月 同社代表取締役社長 2020年10月 当社取締役 2022年4月 当社代表取締役社長（現在）	
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、代表取締役として企業経営に関与する職歴を有していることに加え、2022年からは当社の代表取締役に就任し、企業経営全般の豊富な経験と見識を活かして、その職務・職責を適切に果たしておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	おおくら かずお 大倉 一夫 (1956年6月8日生)	1981年4月 株式会社ウエスコ入社	28,700株
		2012年4月 同社執行役員管理本部長兼業務推進本部長 2012年10月 同社取締役執行役員管理本部長兼業務推進本部長 2014年2月 当社取締役経営管理本部長 2016年6月 株式会社四国水族館開発取締役（現在） 2017年4月 株式会社アクアメント代表取締役社長（現在） 2022年10月 当社取締役（現在）	
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、技術・営業・管理の各部門を統括する職歴を有していることに加え、連結子会社である株式会社アクアメントの代表取締役を務めており、当社グループのさらなる企業価値向上の推進およびコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふじわら みえこ 藤原 身江子 (1964年5月24日生)	1987年4月 株式会社ウエスコ入社 2002年8月 同社広島支社技術部地盤調査課長 2013年1月 同社事業部地盤調査事業部長 2018年8月 同社執行役員女性活躍推進室長兼地盤調査事業部長 2019年8月 当社経営管理本部長（現在）	100株
	<p>【取締役候補者とした理由】 当社および当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、管理・技術の各部門を統括する職歴を有していることに加え、女性活躍推進室長としてダイバーシティの推進や働き方改革の中心的な役割を果たしており、今後の当社グループのサステナビリティ経営の推進に適任であると判断し、新任の取締役候補者いたしました。</p>		
4	ふくはら かずよし 福原 一義 (1949年9月27日生)	1977年3月 公認会計士登録（現在） 1984年12月 税理士登録（現在） 1989年6月 株式会社ウエスコ社外監査役 2001年11月 福原一義公認会計士事務所 所長（現在） 2004年10月 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員 2005年11月 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役（現在） 2014年2月 当社社外監査役 2014年10月 当社社外取締役（現在） 2022年10月 税理士法人福原会計事務所統括代表社員（現在）	10,200株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 福原一義氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として財務・会計について豊富な知見を有していることや、長年にわたり当社および株式会社ウエスコの社外監査役として監査を遂行していただいた経験を活かして、意思決定の妥当性や業務執行の適正性を確保するために適切な人物であると判断したためであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 また、同氏に期待される役割は、企業会計の専門家としての豊富な経験と知見を活かして、客観的・中立的な立場で経営の監督・助言等いただくこと、および、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことであります。</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	まえのしろう 前野詩朗 (1954年5月24日生)	2009年4月 国立大学法人岡山大学大学院環境学研究科教授 2012年4月 国立大学法人岡山大学大学院環境生命科学研究科教授 2014年5月 公益社団法人土木学会中国支部支部長 2016年6月 公益社団法人土木学会理事 2020年4月 国立大学法人岡山大学名誉教授 2020年4月 国立大学法人岡山大学特任教授(現在)	3,000株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>前野詩朗氏を新任の社外取締役候補者とした理由は、大学教授として豊富な学術的知見を有していることや、土木学会の理事等を歴任されており、特に環境・土木分野や人材育成について、専門的な観点から意思決定の妥当性や業務執行の適正性を確保するために適切な人物であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> <p>また、同氏に期待される役割は、豊富な学術的な知見を活かして、客観的・中立的な立場で経営の監督・助言等いただくこと、および、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことであります。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福原一義氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、取締役にも再任された場合は契約を継続いたします。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
3. 前野詩朗氏は、新任の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をする予定であります。また、同氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
4. 福原一義氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時を以て9年であります。なお、同氏は過去に当社および当社子会社の社外監査役に就任しておりました。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年10月29日開催の第6回定時株主総会において、社外監査役以外の監査役の補欠として選任いただき、現在に至っております補欠監査役 永山 彰氏の選任の効力は本総会開始の時までとなっております。

つきましては、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なかしま さとる 中 島 悟 (1961年4月5日生)	1992年6月 株式会社ウエスコ入社 1999年8月 同社事業本部環境調査部調査3課長 2010年4月 同社事業部環境計画事業部長 2017年8月 同社執行役員四国支社長(現在)	100株
【補欠の監査役候補者とした理由】 当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、支社長として事業所の統括をしており、豊富な業務経験と管理・運営全般に関する知見を有していることから、当社経営の適切な監査を行っていただけると判断し、補欠の監査役候補者としていたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。補欠監査役候補者が監査役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

[ご参考]

役員のスキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

取締役および監査役が有する知見・経験・能力、特に専門性を発揮できる分野、特に期待する分野、多様性スコアを示したものです。

役職	氏名	企業経営	生産技術	財務会計	ガバナンス	人材開発	サステナビリティ
取締役	社内	松原 利直	●	●			●
	社内	大倉 一夫	●	●			●
	社内	藤原 身江子		●		●	●
	社外	福原 一義			●	●	
	社外	前野 詩朗				●	●
監査役	社内	山崎 恭敬			●		
	社外	有澤 和久		●	●		
	社外	首藤 和司				●	

以上

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、地政学的なリスクの高まりに加え、資源価格の高騰やインフレの進展等により、景気の先行きは依然として不透明な状況にて推移いたしました。

このような経済環境の中、当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業では、国土強靱化の必要性から公共事業関係費が安定的に推移しており、外部環境は堅調に推移しております。

一方で、スポーツ施設運営事業および水族館運営事業のセグメントにおきましては、施設維持に係る電力や生物の飼育飼料の物価高騰が業績に影響を及ぼしております。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は155億9千3百万円（前連結会計年度比0.5%減）となり、損益面では、営業利益は8億9千2百万円（前連結会計年度比0.5%増）、経常利益は11億3千7百万円（前連結会計年度比8.7%減）、事業所の移転に伴い売却した不動産に対する減損損失4千9百万円により、親会社株主に帰属する当期純利益は6億7千2百万円（前連結会計年度比13.1%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(総合建設コンサルタント事業)

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業におきましては、政府による国土強靱化を背景に、外部環境は引き続き堅調に推移いたしました。

当連結会計年度の業務分野別の状況は、主力の道路土木設計が新設の道路設計が減少する中、社会インフラの老朽化対策として、道路設備点検等の維持・管理業務が増加したことにより堅調に推移いたしました。また、環境影響評価やごみ処理施設の計画等の環境設計分野が大型業務の受注により増加いたしました。

しかしながら、前連結会計年度に大型業務を受注した反動により農業土木分野が減少したことに加え、発注量が減少している補償調査分野が低迷いたしました。

売上高に占める発注機関別の状況は、国等・県・市町村に官公庁でそれぞれ概ね3割程度の構成割合に変化はないものの、市町村が増加し、航空測量業務の減少を主因として民間受注が減少いたしました。また、地方別では、事業基盤である中国地方が増加した一方、四国地方および九州地方は、地元企業との競争の激化や大型業務の受注減少により減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の総合建設コンサルタント事業の売上高は、128億4百万円（前連結会計年度比0.7%減）となりました。損益面におきましては、設計瑕疵の対応に伴う生産力の低下や補修費用の負担に加え、航空測量業務の一部で納期までに未達の撮影面積を確保するため2機体制で実施した結果、原

価率の高い赤字業務が発生したこと等により営業利益は9億9千6百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。なお、受注高は130億9千6百万円（前連結会計年度比0.4%減）、受注残高は76億4千6百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。

（スポーツ施設運営事業）

スポーツ施設運営事業におきましては、引き続き総合フィットネスジムのエイブルおよび24時間運営フィットネスジムのW-FIT24を中心に事業を展開し、当連結会計年度からはたけべの森公園の指定管理事業を開始いたしました。

スポーツ施設運営事業における市場環境としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年を境に大幅に会員数が減少してはおりますが、経済活動の再開に伴い、緩やかに回復してきております。

このような状況の中、当連結会計年度における会員数は、6,393名（2022年7月期末対比0.7%減）、休会者数は129名（2022年7月期末対比15.1%減）となり、会員数の回復推移が鈍化してきております。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の水準までには至っておらず、引き続きサービス手法の見直し等を含めた対応が課題となっております。

業態別では、価格の見直し等の効果もあり、主要大型店の総合フィットネス事業の売上高は前連結会計年度比9.0%、24時間運営フィットネス事業は前連結会計年度比14.3%、指定管理事業等は前連結会計年度比36.6%とそれぞれ増収いたしました。

これらの結果、当連結会計年度のスポーツ施設運営事業の売上高は、7億1百万円（前連結会計年度比15.4%増）となりました。損益面におきましては、燃料費の高騰により電力費が大きく増加した影響を主因として、営業損失は9百万円（前連結会計年度は2千6百万円の営業損失）となりました。

（水族館運営事業）

水族館運営事業におきましては、引き続き香川県の四国水族館および兵庫県のアトアの主要2施設を中心に事業を展開してまいりました。

水族館運営事業における市場環境としては、スポーツ施設運営事業と同様に新型コロナウイルス感染症の影響期間からの回復が期待されております。

当連結会計年度においては、四国水族館およびアトア共に集客のための企画展示や広告宣伝の強化等の施策を行ったものの、海外インバウンド需要および団体観光需要が依然として乏しく、来館者数は一定水準に留まりました。

これらの結果、当連結会計年度の水族館運営事業の売上高は、17億5千9百万円（前連結会計年度比5.2%減）となりました。損益面におきましては、営業利益は7千6百万円（前連結会計年度比18.0%減）となりました。

当連結グループにおける各セグメントの売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	構成比 (%)
総合建設コンサルタント事業	12,804	82.1
スポーツ施設運営事業	701	4.5
水族館運営事業	1,759	11.3
その他の事業	327	2.1
合計	15,593	100.0

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金および運転資金は、主として自己資金により充当いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第7期 2020年7月期	第8期 2021年7月期	第9期 2022年7月期	第10期 2023年7月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	13,745	13,774	15,672	15,593
経常利益 (百万円)	887	1,057	1,245	1,137
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	514	784	774	672
1株当たり当期純利益 (円)	34.13	52.55	52.63	45.72
総資産 (百万円)	19,354	19,650	20,201	19,950
純資産 (百万円)	14,009	14,488	15,179	15,697
1株当たり純資産額 (円)	929.81	984.55	1,031.50	1,066.75

- (注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第9期の期首から適用しております。

② 当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第7期 2020年7月期	第8期 2021年7月期	第9期 2022年7月期	第10期 2023年7月期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	718	722	696	738
経常利益 (百万円)	320	452	603	555
当期純利益 (百万円)	319	533	557	485
1株当たり当期純利益 (円)	21.17	35.72	37.88	33.02
総資産 (百万円)	11,654	11,906	12,291	12,641
純資産 (百万円)	11,511	11,739	12,093	12,425
1株当たり純資産額 (円)	764.02	797.73	821.78	844.38

- (注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第9期の期首から適用しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年7月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ウ エ ス コ	百万円 100	100 %	総合建設コンサルタント事業、不動産事業
(株)西日本技術コンサルタント	50	100	総合建設コンサルタント事業
(株) ア イ コ ン	40	100	総合建設コンサルタント事業
(株) オ ー ラ イ ズ	35	100	総合建設コンサルタント事業
(株) エ ヌ ・ シ ー ・ ピ ー	50	100	スポーツ施設運営事業
(株) ア ク ア メ ン ト	50	100	水族館運営事業
(株) N C P サ プ ラ イ	50	100	複写製本事業

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、地政学的リスクの高まりや物価上昇等の影響により、急激に変化しており、経営環境の変化に応じた機動的な施策を遂行していく必要があります。また、持続的な企業価値向上のためには、コーポレートガバナンスの強化や働き方改革への対応、サステナビリティの実践等、様々な対処すべき課題の対応が求められております。

このような状況の中、当社グループにおける主要な対処すべき課題は、次のとおりであります。

①主力事業の強化

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業では、競合他社との差別化を目指し、各分野で専門技術力を培い、一人当たりの生産能力を向上し、高収益ビジネスモデルへの転換を経営課題として認識しております。

生産性の向上のためには、技術面では、若手技術者への技術の継承による内部生産能力の強化に加え、横断的な組織改革により適正な人員配置の見直しやDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務効率化を進めてまいります。また、営業面においては、従来の指名競争入札中心の受注形態から総合評価方式やプロポーザル方式への変化を踏まえ、ニーズ喚起からソリューション営業を強化し、組織の生産能力の進捗等を総合的に勘案した受注の確保を目指してまいります。

②人材開発

少子高齢化の中、担い手の確保は重要な経営課題となっており、採用の活動を強化していく必要があります。また、当社グループの従業員の平均年齢は約46歳となっており、これまでに培った技術や知見の継承および定年延長や再雇用等の人事体系の見直しを重要な経営課題として認識しております。このため、人材獲得においては、当社グループの認知度の向上のための広報活動ならびにインターンシップの積極的な受入れを行い、魅力的で活力ある風通しのよい職場風土を構築いたします。

また、多様な人材が活躍できる社内環境の整備等において、人的資本投資を拡大してまいります。

③事業領域の拡大

総合建設コンサルタント事業においては、西日本を中心とした事業展開から関東・東海地方への事業領域を拡大することを課題としております。また、発注先の約9割が官公庁である中、上下水道分野を中心にP P P・P F I、コンセッション等による公共施設の維持管理・運営事業について、事業パートナーとの取組みを強化し参画していくことで事業領域の拡大を推進してまいります。

スポーツ施設運営事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少した会員数を回復させると共に、24時間運営フィットネスジムのW F I T 24の新規出店やフランチャイズ加盟店舗の増加により事業のブランディングとサービス展開を拡大することを課題としております。

水族館運営事業におきましては、スポーツ施設運営事業と同様に新型コロナウイルス感染症の影響からの需要回復を目指すと共に、小規模都市型水族館の事業化等により、事業領域の拡大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

- ① 総合建設コンサルタント事業
- ② スポーツ施設運営事業
- ③ 水族館運営事業

(8) 主要な事業所 (2023年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	岡 山 市 北 区

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
(株) ウ エ ス コ	岡 山 市 北 区
(株) オ ー ラ イ ズ	岡 山 市 北 区
(株) エヌ・シー・ピー	岡 山 市 北 区
(株) N C P サ プ ラ イ	岡 山 市 北 区
(株) 西日本技術コンサルタント	滋 賀 県 草 津 市
(株) ア イ コ ン	兵 庫 県 姫 路 市
(株) ア ク ア メ ン ト	神 戸 市 中 央 区

(9) 使用人の状況 (2023年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数 (前連結会計年度末比増減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
767名 (39名増)	46.6歳	14.2年

(注) 上記の使用人数には、短期雇用契約社員365名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数 (前事業年度末比増減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
16名 (-)	47.7歳	4.9年

(注) 上記の使用人数には、短期雇用契約社員2名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年7月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年7月31日現在)

- | | | |
|---------------|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 17,724,297株 |
| ③ 株主数 | | 16,534名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人 ウェスコ 学術振興財団	2,000千株	13.59%
公益財団法人 加納美術振興財団	1,000千株	6.80%
ウェスコ社員持株会	907千株	6.17%
株式会社 山陰合同銀行	700千株	4.76%
加納佳世子	423千株	2.88%
森一成	371千株	2.53%
住友生命保険相互会社	299千株	2.03%
光通信株式会社	287千株	1.95%
株式会社 トマト銀行	257千株	1.75%
上田八木短資株式会社	198千株	1.35%

(注) 持株比率は自己株式3,008,830株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2023年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 原 利 直		
取締役会長	山 地 弘		
取 締 役	大 倉 一 夫		株式会社アクアメント代表取締役社長 株式会社四国水族館開発取締役
社 外 取 締 役	福 原 一 義		福原一義公認会計士事務所 所長 税理士法人福原会計事務所統括代表社員 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役
社 外 取 締 役	千 葉 喬 三		学校法人中国学園大学・中国短期大学学長
常 勤 監 査 役	山 崎 恭 敬		
社 外 監 査 役	有 澤 和 久		公認会計士・税理士有澤会計事務所 所長 岡山県貨物運送株式会社社外取締役 株式会社アルファ社外監査役
社 外 監 査 役	首 藤 和 司		首藤法律事務所代表

- (注) 1. 社外監査役 有澤和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 首藤和司氏は、弁護士の資格を有しており、法律全般およびコンプライアンス等に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、福原一義、千葉喬三、有澤和久、首藤和司の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社グループの全ての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得たことや犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為など、一定の免責事項を定めており、填補の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約は、2023年3月13日開催の取締役会にて承認され継続して締結しております。

(5) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞 与	非 報 金 銭 等	金 銭 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	72,290 (8,400)	49,800 (8,400)	14,070 (-)	8,420 (-)	5 (2)	
監 査 役 (うち社外監査役)	10,481 (3,300)	8,100 (3,300)	1,680 (-)	701 (-)	3 (2)	
合 計 (うち社外役員)	82,771 (11,700)	57,900 (11,700)	15,750 (-)	9,121 (-)	8 (4)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、取締役（社外取締役を除く）の報酬の構成については、固定枠である固定報酬と当事業年度の業績等を総合的に勘案し決定する賞与（変動枠）のほか、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬制度で構成しております。なお、業績連動報酬等やストックオプションによる報酬制度は採用しておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、（注）4、5のとおりであります。なお、当事業年度における交付はありません。また、上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）2名および監査役（社外監査役を除く）1名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役年額35,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役は2名）であります。
また、上記の金銭報酬枠の内枠で、2020年10月27日開催の第7回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を100千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、2名であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）であります。
また、上記の金銭報酬枠の内枠で、2020年10月27日開催の第7回定時株主総会において、株式報酬の額として年額6,000千円以内、株式数の上限を10千株以内（社外監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は、1名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の固定報酬の額および各取締役（社外取締役を除く）の責務ならびに業績等を踏まえた賞与の決定を委任しております。当該報酬の決定を委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案し、各取締役の責務に応じた評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
なお、当事業年度に係る報酬の決定に際しては、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長 松原利直氏が、株主総会の決議により定めた範囲内で、各取締役の報酬額案を作成した後、独立社外取締役、独立社外監査役に意見を求めたうえで決定しております。
また、各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。今後、指名・報酬委員会の設置等については、必要に応じて検討してまいります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	福原一義	福原一義公認会計士事務所	所長	当社と福原一義公認会計士事務所との間には重要な取引関係はありません。
		税理士法人福原会計事務所	統括代表社員	当社と税理士法人福原会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社サンマルクホールディングス	社外監査役	当社と株式会社サンマルクホールディングスとの間には重要な取引関係はありません。
取締役	千葉喬三	学校法人中国学園大学・中国短期大学	学長	当社と学校法人中国学園大学・中国短期大学との間には重要な取引関係はありません。
監査役	有澤和久	公認会計士・税理士有澤会計事務所	所長	当社と公認会計士・税理士有澤会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		岡山県貨物運送株式会社	社外取締役	当社と岡山県貨物運送株式会社との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社アルファ	社外監査役	当社と株式会社アルファとの間には重要な取引関係はありません。
監査役	首藤和司	首藤法律事務所	代表	当社と首藤法律事務所との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	福 原 一 義	当事業年度開催の取締役会5回のうち5回出席し、主に公認会計士・税理士としての見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務、会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	千 葉 喬 三	当事業年度開催の取締役会5回のうち5回出席し、主に大学教授としての見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に豊富な学術的知見で当社の経営に対して客観的且つ中立的な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	有 澤 和 久	当事業年度開催の取締役会5回、監査役会6回のうち、取締役会に5回、監査役会に6回出席し、必要に応じ、財務、会計に関する豊富な経験から適宜発言を行っております。
監 査 役	首 藤 和 司	当事業年度開催の取締役会5回、監査役会6回のうち、取締役会に5回、監査役会に6回出席し、必要に応じ、法務、コンプライアンスに関する豊富な経験から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条および当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

33,000千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

33,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が上記報酬に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会計監査人との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,272,777	流 動 負 債	3,928,358
現金及び預金	7,227,773	業務未払金	852,787
受取手形及び完成業務未収入金	1,105,985	リース債務	45,358
契約資産	2,221,242	未払金	1,549,876
有価証券	899,812	未払法人税等	227,568
金銭の信託	400,000	未成業務受入金	387,821
商品	4,097	受注損失引当金	5,475
原材料及び貯蔵品	22,916	資産除去債務	858
その他	396,702	その他	858,613
貸倒引当金	△5,753	固 定 負 債	324,296
固 定 資 産	7,677,715	リース債務	52,844
有 形 固 定 資 産	3,232,223	繰延税金負債	107,788
建物及び構築物	1,154,990	資産除去債務	80,006
機械装置及び運搬具	15,824	その他	83,656
土地	1,704,435	負 債 合 計	4,252,655
リース資産	83,714	純 資 産 の 部	
その他	273,259	株 主 資 本	15,457,565
無 形 固 定 資 産	116,306	資本金	400,000
投 資 そ の 他 の 資 産	4,329,185	資本剰余金	9,846,179
投資有価証券	2,538,074	利益剰余金	6,090,976
繰延税金資産	599,116	自己株式	△879,589
その他	1,194,443	その他の包括利益累計額	240,272
貸倒引当金	△2,450	その他有価証券評価差額金	240,272
資 産 合 計	19,950,492	純 資 産 合 計	15,697,837
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,950,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年8月1日)
(至 2023年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,593,470
売上原価	11,626,546
売上総利益	3,966,924
販売費及び一般管理費	3,074,218
営業利益	892,705
営業外収益	
受取利息及び配当金	73,563
その他	193,458
営業外費用	22,248
経常利益	1,137,479
特別損失	
減損損失	49,288
税金等調整前当期純利益	1,088,190
法人税、住民税及び事業税	284,146
法人税等調整額	131,232
当期純利益	672,811
親会社株主に帰属する当期純利益	672,811

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月11日

株式会社ウエスコホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智慶太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田信之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエスコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,873,759	流 動 負 債	77,213
現金及び預金	1,420,646	未払金	36,957
有価証券	899,812	未払費用	3,267
金銭の信託	400,000	未払法人税等	13,758
前払費用	23,579	預り金	1,074
その他	129,720	前受収益	3,742
固 定 資 産	9,767,799	その他	18,412
有形固定資産	1,627,208	固 定 負 債	138,815
建物	562,956	繰延税金負債	106,576
構築物	21,940	資産除去債務	7,238
工具、器具及び備品	2,320	その他	25,000
土地	1,039,989	負 債 合 計	216,028
無形固定資産	466	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	466	株 主 資 本	12,183,276
投資その他の資産	8,140,124	資本金	400,000
投資有価証券	2,426,858	資本剰余金	9,846,179
関係会社株式	2,631,662	その他資本剰余金	9,846,179
出資金	956,219	利益剰余金	2,816,686
長期貸付金	2,124,695	利益準備金	100,000
その他	688	その他利益剰余金	2,716,686
資 産 合 計	12,641,558	繰越利益剰余金	2,716,686
		自己株式	△879,589
		評価・換算差額等	242,253
		その他有価証券評価差額金	242,253
		純 資 産 合 計	12,425,530
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,641,558

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年8月1日
至 2023年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		
受取配当金	403,088	
経営指導料等	100,404	
賃貸収入	235,137	738,629
営業費用		
賃貸原価	98,596	
一般管理費	310,436	409,032
営業利益		329,597
営業外収益		
受取利息及び配当金	72,925	
その他	161,044	233,970
営業外費用		
支払利息	210	
その他	8,211	8,421
経常利益		555,146
特別損失		
減損損失	49,288	49,288
税引前当期純利益		505,857
法人税、住民税及び事業税	19,910	
法人税等調整額	△35	19,875
当期純利益		485,982

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月11日

株式会社ウエスコホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智慶太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田信之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2022年8月1日から2023年7月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月12日

株式会社ウエスコホールディングス 監査役会

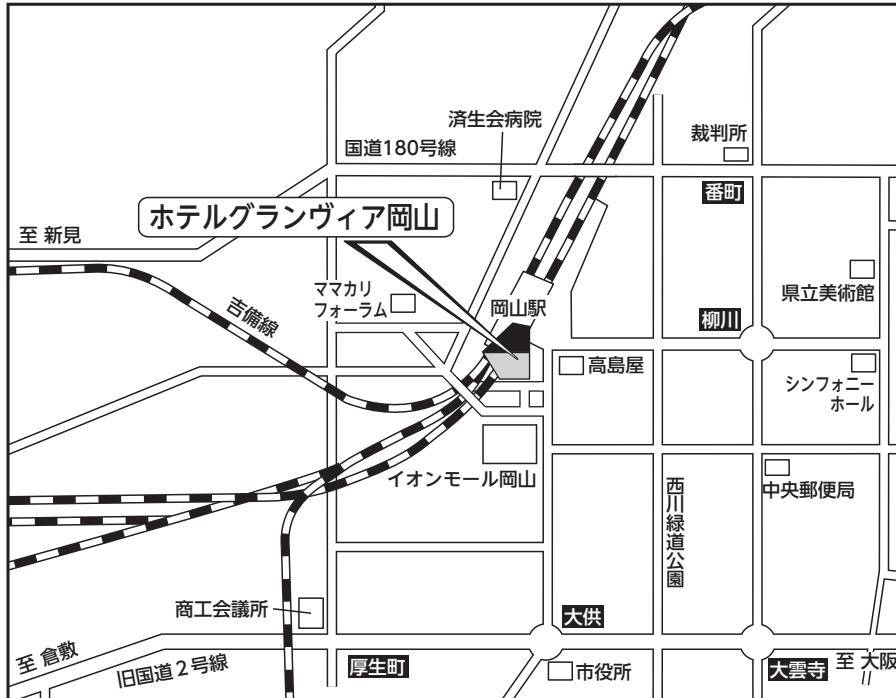
常勤監査役 山崎 恭敬 ㊟

社外監査役 有澤 和久 ㊟

社外監査役 首藤 和司 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
電 話 086-234-7000

交 通 J R岡山駅2階と直結

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。